

平成 23 年 7 月 6 日

全国重症心身障害児（者）を守る会

各支部長 様

各運動推進委員 様

各ブロック事務局長 様

法人常任理事会会員 様

全国重症心身障害児（者）を守る会

会 長 北浦 雅子

障害児支援の強化について（情報提供）

平成 22 年 12 月 3 日に可決成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（「つなぎ法」）に関連して、去る 6 月 30 日に開催された「全国障害保健福祉関係課長会議」において、厚生労働省から指定基準やサービス内容等の基本的な枠組み案が示されましたので、特に関係の深い部分について若干の説明を加えて情報提供します。

なお、この基本的枠組み案は、7 月 29 日までの間広く意見（パブリックコメント）を求め、必要な修正を加えたうえで 8～9 月頃に更に詳細な内容を公表し、10 月を目途に指定基準省令案、最低基準省令案等を提示する予定とされています。

また、予算や報酬の部分については、平成 24 年度予算編成過程等（9 月～12 月頃）において検討することとされています。

おって、この情報は当会のホームページにも掲載しておりますことをご知らせします。

記

I. 障害児通所支援

1. 重症心身障害児（者）通園事業について

（1）通所施設体系の見直し

知的障害児通園施設や難聴幼児通園施設と同様に福祉型の児童発達支援事業という法定事業に移行することになります。

対象児童は、身体障害、知的障害、精神障害又は発達障害児の 3 障害に対応できる体制を目指すこととされていますが、障害によって専門的な支援を必要とする場

合に、これまでのサービスを継続して提供できるとされています。このことにより、重症児（者）通園からの移行施設にあっては、重症児者だけを受け入れることも可能とされています。（資料 7、8 頁参照）

（2）児者一貫した支援の確保

満 18 歳未満の重症児は児童福祉法に基づく児童発達支援事業の、満 18 歳以上の重症者は自立支援法に基づく障害者サービスの対象者となりますが、重症児（者）通園事業に対する特例的な取り扱いとして、①定員 5 人以上の事業を認めることにより、現在の重症児通園 B 型も法定事業として認める、②児童発達支援と障害者サービスの両方の指定を同時に取れるようにすることにより、これまで通り通所できるようにする、③定員を児・者で区分せず、児者トータルで定員を設定することを認める、④児施設の職員と者施設の職員の兼務を認め、児施設の設備と者施設の設備の共用を認める ことにより、児者一貫した支援が確保できるように検討することとされています。（資料 9 頁参照）

（3）施設の指定

知的障害児通園施設のように法律に規定された施設が新しい体系に移行する場合と異なり、重症児（者）通園事業は予算補助事業であったことから、法律施行（24 年 4 月 1 日）までに、事業の指定を受ける必要があります。（資料 9 頁参照）

II. 障害児入所支援

1. 重症心身障害児施設について

（1）入所施設体系の見直し

これまでの障害種別の施設体系から、3 障害一元化した障害児入所施設に移行することになります。このうち、肢体不自由児施設、第一種自閉症児施設、重症心身障害児施設は医療型障害児入所施設となります。（資料 12 頁参照）

また、医療型障害児入所施設においては、専門医療と福祉が併せて提供されている現行の形態を踏まえ、専門性を維持するか、又は複数の機能を併せ持つことも可能となります。（資料 15 頁参照）

（2）児者一貫した支援の確保

満 18 歳未満の重症児は児童福祉法に基づく障害児入所支援（医療型）の、満 18 歳以上の重症者は自立支援法に基づく障害者サービス（療養介護）の対象となりますが、重症心身障害児施設に対する特例的な取り扱いとして、①医療型障害児入所施設と障害者施設（療養介護）の両方の指定（いわゆる 2 枚看板）を同時に取れるようにする。②定員は、児・者で区分しない、職員の兼務、設備の共用を可とすることにより重症児（者）通園事業と同様に、施設の利用を継続し、退所させられることがないような措置が取られるよう検討されています。（資料 17 頁参照）

2. 満 18 歳以上の障害児施設入所者への対応

障害児入所施設に満 18 歳以上の障害者が入所している場合には、障害児施設と障害者施設の両方の指定を受けられることとなりましたが、施設の入所者の実態や今後の入所者の見込みなどにより、次の選択肢も考えることが可能となります。

① 障害児施設として維持する場合

満 18 歳以上の入所者は、地域生活への移行のためグループホーム、ケアホームなどを利用する、又は、地域の障害者施設に移行するなどにより当該施設を退所することにより、現在の施設は障害児施設として維持する。

② 障害者施設に転換

入所者の実態を考慮して、障害児施設から障害者施設に転換する。このことにより、施設の利用を継続し、退所させられることはない。

③ 障害児施設と障害者施設の併設

障害者は障害者サービスを受けることになり、施設の利用を継続し、退所させられることはない。(資料 18 頁参照)